

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
成田市	磯部地区	令和4年7月8日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	104ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	62ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	34ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	28ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	9ha
(備考)	

注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
 注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

磯部地区は、60代・70代が中心の水稲単作地帯であり、農作業従事者の高齢化が進むと同時に農業後継者も不足している状況である。また、地区の農地や農業基盤設備(排水路・農道等)を如何に維持していくか、大きな課題がある。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

磯部地区の農地利用について、しばらくは中心経営体である認定農業者4名が担うが、磯部地区の農地面積は大きく、4名で地区全体の農地全てを耕作するのは難しい。よって、今後は地区の集落営農組織を作り、耕作者がいない農地を引き受け、地域の農地の集約化に取り組みたい。また、組織内で今後地域の農業の中心になれるような人材の育成にも努めたい。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
 注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

○農地の貸付け等の意向

貸付け等の意向が確認された農地は、約40,000㎡となっている。

○農地中間管理機構の活用方針

久住地区は重点実施地区として、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸してけていく。また、農地バンクの機能を活用し、中心経営体への貸付けを進めていく。

○新規・特産化作物の導入方針

米の単作地帯で収穫期など作業が集中するため、大豆の生産を拡大し、作業の分散化に取り組みたい。

○災害対策への取組方針

磯部地区は、根木名川の下流に当たるため、台風など多雨時は河川が溢れる程水量が増える。その水害対策として、田んぼダムについて取り組む予定である。

○水稻以外の作物の導入方針

磯部地区では、以前より磯部大豆組合が組織化され、現在も播種・収穫・選別などにも協同体制で行われている。今後は大豆の耕作にもより力を入れ、最終的には地元の大豆を使い味噌づくりまで行い、6次産業化という形にしたい。

○集落営農組織の導入方針

スタート時は参加者4～5名程の規模で組織の運営を考えている。その後、国・県・市の補助事業を活用し、ライスセンター・乾燥機を整備し、参加者を増やし、離農者の耕作していた受け手のいない農地を借り受け規模拡大したい。まずは、自己の所得を安定させながら、集落内の作業者を募り安定した経営を行いたい。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農		水稻	13 ha	水稻	15 ha	磯部地区
認農		メロン・水稻	4 ha	メロン・水稻	5 ha	磯部地区
認農		水稻・大豆	7 ha	水稻・大豆	8 ha	磯部地区
認農		水稻・大豆	5 ha	水稻・大豆	10 ha	磯部地区
計	4人		29 ha		38 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。